

南区シンボルマーク・カラー デザインガイド



平成23年5月
(令和3年6月修正)

相模原市 南区役所

【はじめに】

このデザインガイドは、「相模原市南区シンボルマークの使用に関する事務取扱要綱」の規定にもとづき、「南区シンボルマーク・カラー」を使用するにあたり皆様に守っていただく、最低限のルールを定めたものです。ガイドに従い適切に使用していただくよう、お願いいたします。

なお、印刷に使用する用紙や印刷機器の都合等で、やむを得ずこのガイドに従って使用できない場合は、南区役所 地域振興課までご相談ください。

1 南区のシンボルマーク・カラー制定の趣旨

南区を身近に感じ、区に親しみをもってもらいたくため、南区の特色や個性をイメージした「南区シンボルマーク・カラー」を、区制施行後 1 周年にあわせ制定し、平成 23 年 5 月 15 日に発表しました。

2 南区のシンボルマーク・カラーのコンセプト

南区の頭文字である「み」をモチーフに、都会的洗練と自然の穏やかさ、若々しい活発さと大人の落ち着き、伝統と未来といった、複数の要素が互いに影響しながら、街やコミュニティが豊かに発展していく様子を表しました。

区のカラーは、南区が持つ様々な要素の調和をイメージし、クリーンな印象で誰もが共感しやすい「南区ブルー（緑味のあるブルー）」としました。

3 南区シンボルマークの使用にあたってのお願い

シンボルマークの使用にあたっては、区の個性や魅力を活かした区民主体のまちづくりのシンボルであることを念頭に、このデザインガイドにある注意事項や、諸法令及び公序良俗の範囲内での活用を必ず厳守し、南区または南区民のシンボルとしてふさわしい利用をお願いします。

シンボルマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のシンボルマーク、商標として使用することはできません。

（ 南区シンボルマークは登録商標です。【商標登録第 5 4 6 0 6 5 8 号】）



4 南区シンボルマークの使用方法について

(1) シンボルマークのデザインおよびカラーについて

原則として以下のとおりとし、マークを使用する際には、必ずその縦横比を守ってください。変形及びカラーの変更はできません。

マークの印刷にあたっては、南区役所地域振興課が管理する Illustrator ファイルもしくは JPEG ファイルを使用し、正しくきれいな出力を心がけてください。

<基本形>

<p>南区シンボルマーク</p> 	<p>南区のカラー：「南区ブルー」</p>  <p>* 特色指定：DIC135 * プロセスカラー：C85+Y35 * R G B 参考値：R0/G170/B180</p>
--	--

なお、やむを得ず白黒での印刷とする場合は、下記を参考として配色してください。

<参考> 白黒での展開例

	 <p>* プロセスカラー：K55 (CMY 0) * R G B 参考値：R153/G153/B153</p>
---	--

(2) シンボルマークの最小使用サイズについて

マークの視認性を維持するため、幅 10mm 未満の使用はしないでください。

最小使用サイズ



(3) シンボルマークの使用禁止例

マークは正しく表示・使用されることが大切です。下記のような使い方はしないでください。

マークの縦横比を変更すること



デザインの一部を省略・変更すること



マークの配色を変更すること



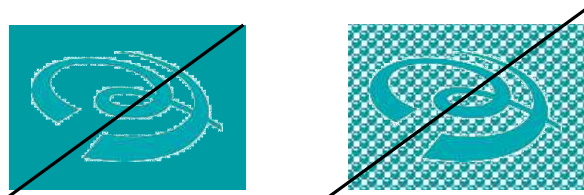
他の要素（記号・文字等）を追加すること



マークを反転・回転させること



マークが背景色、柄、模様の影響を受けること（マークが明確に認識できない）



お問い合わせ先

相模原市 南区役所 地域振興課

〒252-0377 相模原市南区相模大野 5-31-1（南区合同庁舎 4 階）

Eメール：m-chiikishinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話：042(749)2135（直通） FAX：042(749)2116

南区HP：https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/minamiku/